

# 平成 27 年第 4 回定例会環境生活委員会会議録

平成 27 年 12 月 16 日  
10 時 00 分～11 時 47 分  
第 1 委員会室

## 出席者氏名

委員 長	坂 本 隆 司	副委員 長	福 島 正 明
委 員	岡 部 賢 士	委 員	深 沢 幸 子
委 員	滝 沢 健 一	委 員	椎 塚 俊 裕
委 員	大 竹 一 昇		

## 執行部説明者

市 長	中 山 一 生	市民生活部長	加 藤 勉
都市環境部長	菅 原 安 雄	市民窓口課長	谷 川 登
市民協働課長	斉 田 典 祥	商工観光課長	島 田 眞 二
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	植 竹 勇	交通防犯課長	木 村 博 貴
都市計画課長	木 村 豊	施設整備課長	宮 本 孝 一
下水道課長	鈴 木 康 弘	環境対策課長	岡 田 和 幸
商工観光課長補佐	小 林 勝 徳 (書記)		

## 事 務 局

総務 G 主査 仲 村 真 一                      総務 G 副主査 池 田 直 史

## 議 題

議案第 1 号 龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について

議案第 4 号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場に係る指定管理者の指定について

議案第 9 号 平成 27 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項

議案第 11 号 平成 27 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 平成 27 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解に関することについて)

坂本委員長

委員の皆様申し上げます。本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。本日もご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第9号の所管事項、議案第11号、議案第12号、報告第2号の8案件です。これらの案件につきましてご審議いただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。議案第1号 龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について、執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例についてです。

この条例につきましては、工場敷地に余裕がないとの理由から、新たな設備投資に苦慮している特定工場に対して、工場等の市外流出を防止し、市内での再投資を促進するため、工場立地法に係る緑地面積の規制緩和を目的として定めたものです。

まず、第1条では、この条例の趣旨を規定しております。第2条では、この条例において使用する用語の定義を工場立地法において使用する用語の例によると規定したものです。第3条、ここでは区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を規定しております。

条例の3行目ほどに、法第5条の規定に基づき産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画として作成した、茨城圏央道産業コンプレックス基本計画、これを圏央道沿線地域で定めておりますので、この基本計画において定めた重点地域、これが今回の条例の規定に該当する地区となります。

2項のほうでは、次の2ページをごらんいただきたいんですが、具体的に緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を、次の表によって規定しております。

まず、甲種区域、これ具体的にどの地域かお話ししますと、龍ヶ岡地区内の3カ所の準工業地域、面積が18.1ヘクタール、この地域については都市計画法第8条第1項第1号に規定いたします準工業地域、緑地の面積の敷地面積に対する割合、100分の10以上と規定してございますけれども、改正前は100分の20以上。それから、環境施設の面積の敷地面積に対する割合、改正前というかこの条例をつくる前には、今までお話ししました100分の20以上で取り扱っておりました。環境施設の面積の敷地面積に対する割合については100分の15以上、従前については100分の25以上の運用をしております。

乙種区域、これは具体的にはつくばの里工業団地と、もう一つは具体名を言いますと日立建機の敷地となります。合計で147.7ヘクタール、ここについては都市計画法第8条第1項第1号に規定いたします工業専用地域及び市街化調整区域、今回の条例では100分の5以上と定めておりますけれども、従前では100分の20以上、また、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は100分の10以上と規定しておりますけれども、従前では100分の25以上の取り扱いをしております。

続きまして施行期日、1項としましてこの条例はこの日から施行すると規定しております。2項、3項につきましては、今回の工場立地法に基づく条例を定めているわけなんです、工場立地法の施行日、これは昭和49年6月29日であります。この工場立地法の施行日前の既存工場等も今回の条例と同様に扱うことを2項、3項で規定をしております。説明については以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

おはようございます。よろしくお願います。

いろいろな質問が、この間、質疑等でありましたので、いろいろとわかった部分もあるんですけども、敷地に余裕がないということでこういうことをされたということですよ。今までに敷地に余裕がないということで、流出してしまったという企業はあったんでしょうか。

島田商工観光課長

流出してしまったという内容の話は聞いておりません。

深沢委員

ありがとうございます。

それで、こういう条例ができたことによって、企業からの新たな設備投資のための要望があったということですが、具体的に動きそうなところというのはあるのでしょうか。

島田商工観光課長

要望についてということなのですが、平成26年11月なのですが、つくばの里工業団地の運営協議会のほうから、この工場立地法による緑地面積等の緩和についての要望が出されておりました、その話の中では、この条例ができたことにより、より今までは規制がかかっていたのですが、積極的に設備投資をしたいという企業があるというふう聞いております。以上です。

大竹委員

非常に結構な話だと思います。そういう中で、規制緩和によって当然企業の事業環境が整備されるということで、大きな効率や効果が生まれると思いますけれども、そこで、暫定的だとは思いますが、そのような形で活性化していけば当然固定資産税の増額や雇用の面でメリットがあると思っております。そういう中で、どのぐらい想定できるのかなというお答えをもらいたいなど。あと、今度はデメリットとして、当然、自然環境、それから生活環境が、緑地がなくなるとことで影響があるので、その辺のこともどの程度考えているのか、その辺のこと、お聞かせ願えれば幸いです。

島田商工観光課長

2つご質問いただきまして、まず、緑地面積の緩和により、そういった公害等というのでしょうか、いろいろな危惧される場所じゃないかというお話がまず1点目としてあったかと思うんですが、現在、今回6地区の重点地域が定められてまして、その重点地域においては現状から規制のほうの緩和がされるということなのですが、この地域においては、現在公害といえますか、そういった不安、あるいはそういった地域の方からの話があったというふうには受けておりません。

あと、もう一つなのですが、規制緩和がされたことによりまして、工場の増設ですとか設備投資が今度は盛んになってくるというふうには想定されるんですが、委員のご質問のありました、どのようなものがこれから増えてくるかというのは、実は今後の話でございまして、ここ具体の例が挙がってくれば、はっきりするというふうには感じております。以上です。

大竹委員

ありがとうございました。

増設して、効果が出てきて、その結果が出てくると思います。その結果が出たら、またお知らせ願えれば幸いです。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

ないようですので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは、参考資料をごらんいただきたいと思います。参考資料の8ページになります。

議案第4号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

質疑もありましたけれども、一番大きい部分は、まず第4条の部分ですね。1号で、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日及び休日の翌日、こういう形で休館日等が規定されておりました。それを今回の改正案では、1号で月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日と明確に休日を規定したものです。

例えば1つ具体で挙げますと、今年でお話ししますと、先月の11月23日月曜日は勤労感謝の日で、現行の規定であれば月曜日であってもこれは開館して、翌24日火曜日が休館日となります。改正後の条例で取り扱うと、こういった場合のときには月曜日及び祝日は休館日となりますので、勤労感謝の日は休館となります。

質疑のときでも話したとおり、様々なサークルや活動団体というのは曜日で活動されている団体が多いので、この振りかえの規定が非常に活動する上で使用しにくいという意見は、これもう随分前から出ていましたので、今回条例を変えることで、利用者にとっては活動日が計画しやすい、そういった形の改正内容となっております。

それから、第6条第1号で、従前のものには1号のほうで、右側の従前は、特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれらに反対するための使用、その他の政治的活動のための使用と規定したものを、今回新しい法では、特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれらに反対するための使用、その他政治的活動のための使用、(改正点)としては、公職選挙法、昭和25年法律第100号第161条第1項に規定する個人演説会、政党演説会または政党等演説会のための使用を除くと規定したものとつきましては、同法により市町村の選挙管理委員会の指定する施設は、これらの演説会ができますことから、市内13のコミュニティセンターは茨城県報によりまして、平成23年8月1日付でこういった指定をしており、告知済みの状況となっておりますことから、今回の休館日の見直しに合わせて、この内容についてこの6条の中で明確に規定したものです。説明については以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

今の説明を、ちょっと具体的な例で説明していただけるとわかりやすいかなと思いますので、下のところです、選挙のほうです、公職選挙の候補者を支持し、またはこれらに反対するための使用、その他政治活動のための使用が駄目で、その下の個人演説会、政党演説会、または政党等演説会のための使用を、これはやってもいいよということですよ、これちょっと具体的な例で教えていただければと思います。

加藤市民生活部長

公職選挙法の161条では、具体的に公設使用の個人演説等について規定がされていまして、第1項第1号で、学校または公民館、2号では地方公共団体の管理に属する公会堂、3号では前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設という規定があります。

それで、従前、平成23年4月からコミュニティセンターに、要は社会教育法に基づく地区公民館の施設から、地方自治法に基づく公の施設のコミュニティセンターに名称が変わって、目的も若干変わっております。そのため、従前ですとこの公職選挙法の第1号で学校及び公民館というのが明確に規定されていたんですが、その名称変更に合わせて、その規定では運用できないので、今ほどお話ししました3号の市町村の選挙管理委員会の指定する施設ということで、県の県報によりまして13のコミュニティセンターを、先ほど話したとおり平成23年8月1日付でそういった利用に使えるよと、規定を、告示をされておりますので、それを今回の見直しに合わせてそういったことで使えるということ、第6条の中で規定するような内容となっております。以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

ということは、もう23年にそういうコミセンに変えてあったんだけど、よりわかりやすく今回こんなふうに条例に載せたということでしょうか。

加藤市民生活部長

簡単にいうとそういうことなのですが、要は、本来であれば23年にそういう形で県報に載せて告知済みの内容でしたので、本当であればもう少し早い段階で条例改正する必要があったものと思います。

大竹委員

関連になりますけれども、今回のコミュニティ施設の第4号議案に対してはもう問題はないと思うんですけれども、その関連の中で、今のご質問だと宗教団体とか政治団体の使用は認める世界だと思います。そういう中で、公益という世界が、コミュニティセンターを活用には前提条件があると思いますけれども、この使ってはならないというところ、例えば対価をもらうようなところは恐らく間違いないんだけど、駄目だとは思いますが、そういう制限ですから、このほかに使っちゃならないよというような、何かルールとか業態みたいなものを教えていただければ幸いです。

斉田市民協働課長

いわゆる使用制限に係る部分かと思えます。

使用制限につきましては、先ほど大竹委員さんが言ったようなとおりで、政治、宗教、営利については、現在使用は認めることができないというふうな規定になっておりまして、そういった中で、やはり現実的に一番多いのが営利の部分でございまして、具体的に申し上げますと、使用申請者本人が講師となって受講生を募集して、謝礼、月謝みたいなものですね、そういったものを徴収する講座、教室等を開催した場合は、そういったものは営利行為となりますので使用許可をできませんというようなことで、これについては通常の申し込み等の中での関係で一番多い事項でございます。

また、そのほか企業、いわゆる事業者さんのほうから職員の採用面接とか、説明会とか、そういったいわゆる従業員向けの研修を行う場合、こういったものも営利を目的とするといったようなことでありますので、使用のほうの許可はお断りしているというような状況でございます。具体的な事例でございますとそういったことでございます。

大竹委員

先ほど、私、政治団体、宗教団体等々は営利目的でないのによろしいという解釈だと思いますよ、それから労働組合というのの会議とかそういうのは、もう営利目的でないからよろしいというふうにとっておるんですけれども、いかがなものですか。

斉田市民協働課長

政治、宗教団体につきましてはですが、政治、宗教団体でも、例えば政治のほうで申し上げますと、特定の政党による使用、特定の政党が掲げる政策であったり、選挙運動に関するそういった会議、研修等ですね、またその具体的に候補者、特定の候補者を支援するような、そういった場合に使う場合はお断りしているというような状況でございます。

また、宗教のほうについてでございますが、こちらにつきましても、使用者が特定の宗教団体の信者の方を限定とした、そういった布教とか、そういったことに関する使用の場合、そういった場合も使用を認めないというようなことでやっております。以上です。

滝沢委員

すみません、ちょっと聞いていて、私、ちょっと理解しにくいというか、解釈、ちょっとできなかったものですから、このつけ足した部分というのは、公職選挙法に基づいて選挙期間中のことをつけ足したということであると思うんですけれども、通常の場合においても、例えば我々議員なんかがお借りして住民に説明会を開いたりすることもできないというような捉え方でよろしいでしょうか。

斉田市民協働課長

ただいまの件でございますが、特定の、例えば議員さんなんかの場合ですと、自分の支持者だけに声をかけて、そういった方だけを集めて政治報告会を開くとか、そういったものでは、現在使用のほう認めてないんですが、何ていうんですか、地域の方全体に声をかけて、こういった政治報告会やりますよということでの使用については、コミュニティセンターのほうの使用を認めている状況でございます。

滝沢委員

わかりました。すごくよくわかりました。ありがとうございます。

あと、これまだ議会基本条例のほうで、これから推し進めていくような案件だと思うんですけども、市民説明会なんていうのが多分出てくるんですけども、そういったときの使用方法というのは、議会として使用するというでこれに当てはまらないんでしょうか。

斉田市民協働課長

特定の方以外である市民全体といいますか、そういったことであれば使用制限の部分には当たらないというふうに考えております。

滝沢委員

わかりました。ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

それでは、ないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第7号でございます。参考資料でございますが、12ページになります。

それでは、ご説明申し上げます。議案第7号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、せんだっての質疑の中でもご説明したところでございますが、今般、茨城県内でも悪質な残土堆積等の事案が多発しまして、当市内でも板橋町の事案をはじめ、同種の事案が発生しております。今後もオリンピック関連工事からの残土の発生も見込まれ、事案の増加が予想されることから、悪質な事案の発生を抑制し、発生した場合におきましても早急に解決を図ることができるよう所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、適用範囲及び許可基準の見直しでございます。これにつきましては改正条例第7条でございます。現行条例では事業区域の面積が500平方メートル以上となる場合に条例の適用範囲と規定されておりましたが、このたびの改正で、条例の適用範囲の規定を廃止しまして、面積に関係なく全ての事業を対象とした事業基準を設けております。なお、許可を受けなければならない事業区域の面積につきましては、500平方メートル以上から300平方メートル以上に規制を強化するとともに、新たに搬入土量についての基準を追加いたしまして、300平方メートル未満の事業区域であっても、搬入土量が300立方メートル以上となる事業につきましては許可対象としたところでございます。

次に、欠格事項の追加でございます。これは、改正条例の第11条でございます。悪質な事案を発生させるおそれのある暴力団員や、法令等の処分を受けている者が許可を要する事業を行うことができないように規定を追加したところでございます。

次に、土砂等の発生状況等の追加でございます。これにつきましては改正条例の第25条でございます。現行条例では立ち入り検査ができることを規定しておりますが、これに加えまして、土砂等について調査できることを明確に示すため、事業に使用される土砂等の性状、発生場所、排出状況、運搬経路などを調査すること及び事業区域、その他関係個所の土砂等採取しまして、市で分析、もしくは調査会社などに依頼しまして、分析することができるということを追加いたしました。

次に、罰則に追加する事項でございます。これにつきましては改正条例の29条でございます。これにつきましては、許可条件に違反、または事業基準に適合していないことが確認されたときに行った命令に違反した者を2年以下の懲役、または100万円以下の罰金の対象とすることなどを追加したところでございます。

なお、パブリックコメント、7月20日から8月19日で求めましたところ1件の意見もございませんでした。並びに警察署との罰則規定につきましてはの会議、協議でございますが、これは8月20日から10月21日までの3回を得まして、今回の改正案となったところでございます。

主なものの改正点につきましては以上でございます。この条例につきましては平成28年4月1日から施行するものとしたしくご説明申し上げます。以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等がありますか。

深沢委員

21ページの土地所有者の責務というところをちょっと詳しく教えていただけますか。

岡田環境対策課長

土地所有者の責務でありますけれども、これにつきましては新規で追加を申し上げたところでありまして、土地の貸与等により土地所有者が直接事業にかかわらない場合であっても、一定の責任を負わせることができるようにしたものでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

私も、新たに加えられたので理由があるんだろうなと思ってはいたんですけども、やっぱり土地使用者のほうもしっかりとこのことを加えたことによって、そういうことが防げるんじゃないかなと思いますので、よかったですと思います。以上です。

大竹委員

議案の趣旨はもうはっきりわかりました。そういう中で、罰則ですか、罰金が100万から200万になったので、倍になったので、その根拠みたいなものがわかれば教えていただきたいのと、当然この条例に基づく流れの中でその許可申請の手数料等々が恐らく変わっているので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

岡田環境対策課長

罰則につきましては、改正条例第29条に規定してございますが、新たに規定した届け出に関するもの見直しを行っております。具体的に申し上げますと、第1項に規定する2年以上の懲役または100万円以下の罰金の対象として、事業の中止等の届け出が提出された後、現地確認により許可条件に違反、または事業基準に適合していないことが確認されたときに行った命令に違反したものを新たに追加してございます。

そして、許可申請手数料の変遷ということでございますけれども、これは現行条例においても手数料の規定はなくて、改正後も規定を設けてございません。以上でございます。

滝沢委員

そうですね、この条例が強化されることによって、さかのぼって今堆積しているようなものがあることに対して、それを例えば改善することができたりするものというのは、見込まれるものというのは検討されてますでしょうか。

岡田環境対策課長

今のご質問につきましては、さかのぼって適用されることはないのですが、今までこう積まれてしまった部分につきましては、この条例を適用できないという、そういうところがございまして、新年度の4月から強化を図って、今後につきましてはこの条例の中で対応していきたいと、そのように考えてございます。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場に係る指定管理者の指定について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

議案書の24ページをごらんいただきたいと思います。

議案第8号 龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場に係る指定管理者の指定についてです。

この案件につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間において、龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場の指定管理者として公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターを指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項及び龍ヶ崎市自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例第16条の規定に基づき、今議会に議決を求めるものであります。

ただいま説明したとおり、1では管理を行わせる公の施設の名称で龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場と記載がありますがけれども、この場所につきましては、東口の線路沿いの部分にあります収容台数597台、このうち線路沿いの部分と、ちょっと、何ていうのかな、線路からちょっと、こうずれた部分にちょうどバスのターミナル、バスの乗り口の後ろに一時利用のための電磁ラックがそのうち54台設置されているんですけれども、それを含めまして597台の収容台数の駐輪場となります。

25ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料といたしまして、指定管理者となる団体の概要につきまして、名称から所在地、代表者の氏名、設立年月日、設立目的、6番目につきましては主なシルバー人材センターの業務の実績等について記載をさせていただきます。説明については以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

質疑ではないんですが、私はとても賛成なんです。高齢者の雇用ということを考えてとても賛成をしております。それで、何点かちょっとお願いがあってお話ししたいと思うんですけれども、まずは女性の仕事をもう少し、このシルバー人材のほうで探していただきたい、女性のこういうシルバー人材のほうに入れるような動きもしていただきたいなと思いますので、例えば私、質問させていただいた保育補助とか、そういうところも女性の仕事としてやっていただければなと思っております。

それからもう一点なんですけれども、もっと簡単な仕事ってありますよね。実は、先日なんですけれども、あるひとり暮らしの婦人の方から、電球の球が切れちゃったと、だけれども、とても高くて自分ではおうちの中の電気でも交換ができないというので、ご相談があって、私もちょっと自分ではできないので、主人を連れていきました。主人と一緒に球を買ってきて交換するだけなんです。そういう簡単なことでも、ひとり暮らしの方っていうのは、婦人の方というのは、なかなかできないかなと思いますので、そういう簡単なことでも引き受けられるような、そういう仕事ができるような体制がとれるようであればそれをお願いしたいなど。そういうの、どんなふうにやれるかはちょっとわかりませんが、検討していただけないかなと思っておりますので、その点お願いしたいと思います。以上です。

大竹委員

高齢者の雇用の場ということで非常に素晴らしいことだと思っております。そしてまた、その

実績を見るとかなりの経験豊富な会社になっているというふうに思いますけれども、長年請け負っているわけで、そういう中で、機械のハード的なところの投資と、それから今度はそれに伴ってのメンテナンス費とか、人件費のバランスが指定管理者にするときの中で変わってきていると思うので、その経過など、もしよろしかったらご説明願えれば幸いです。

木村交通防犯課長

まず、議案書の25ページを見ていただきますと、シルバー人材センターさんのこれまでの主な実績6番のほうにあらうかと思えます。そこで一番上に平成6年4月から28年3月まで今回議案に上げさせていただいております佐貫駅東駐輪場の管理業、管理人業務を請け負っているよというような実績が載っていると思えます。ただ、佐貫駅東駐輪場の管理運営業務につきましては、平成6年から17年までの12年間ですか、財団法人龍ヶ崎市開発公社さん、また、平成18年度から平成22年度までが民間の事業者でサイカパーキングさんというところが5年間、その後、今請け負っていただいております日本環境マネジメント株式会社さんが5年間、今年度いっぱいということで指定管理者の指定をしております。そして、この中でシルバー人材センターさんは、その運営の中で管理人として、人を派遣していただいているというような形になっております。

そして、設備投資ということでございますけれども、この東駐輪場につきましては平成6年に市が約1億2,000万ほどかけて建設をしております。そういった中で、機械設備につきましては、防犯カメラなどの設置もありますけれども、特にこの請け負っていらっしゃる、今指定管理者を請け負っております日本環境マネジメントさんで、今特に機械面で投資しているというものはないんですが、管理費として、例えばカメラのメンテナンスですとか、あとは修繕費なんかで上げております、かかっております経費につきましては、平成25年度で73万円ほど、26年度で約75万円ほどになっております。

そしてまた、議案の説明の際に部長のほうからご説明しましたけれども、電磁ロックというものがございます。これも機械設備になりますけれども、こちらにつきましては、平成18年から22年度まで指定管理者として請け負っておりましたサイカパーキングさんが設置したものを現在リースさせていただいております。年間約93万円ほどお支払いをしております、それを市がリースしたものを今の日本環境マネジメントさんに無償で提供しているというような状況でございます。

次、人件費につきましてもご質問をいただきました。

人件費につきましては、平成25年度が約374万円ほどかかっております。また、平成26年度が約369万円となっております、先ほど申し上げました管理費と人件費の支出、かかった経費に対する割合につきましては、26年度ベースで申しますと管理費が約5.3%、人件費が約26.1%というような状況になっております。以上です。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは、別冊の平成27年第4回龍ヶ崎市議会定例会議案中、議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の順に説明させていただきます。

ページを1枚めくっていただきまして、議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算

(第3号), 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8828万5000円を追加し, 歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億7780万4000円といたそうとするものでございます。

5ページをごらんください。第2表の繰越明許費についてです。

まず, 総務費の総務管理費, 仮称でありますけれども, 市民サテライトステーション整備事業970万9000円についてです。今回, 補正予算として自主設計料と工事請負費と歳出のほうで計上しておるんですが, 自主設計につきましては今年度の業務として, 工事につきましては28年度の事業となりますことから, 今回工事請負費として補正予算として計上いたしました970万9000円分を繰越明許費として計上したものです。

続きまして, その同じ欄の中の6番目ですね。

農林水産業費, 農業費, 農業公園湯ったり館管理運営費5924万2000円。これにつきましては, 質疑でもご質問がありましたけれども, 当初は平成27, 28年の2カ年継続事業で工事を計画しておりましたが, 一括工事としていきますので, 全体工事費の4割を今年度中に前払いいたしまして, 工事部分につきましては残りの6割の5594万2000円分と, この工事と合わせて厨房機器の交換もいたします。それが330万円ほどございますので, この5590万2000円と330万円分を加えた5924万2000円分を今回, 繰越明許費として記載をしております。

続きまして, その下ほど, 第3表債務負担行為の補正になります。

これは, 新年度の当初の事業をスムーズに実施するために, 12月, 今議会において債務負担行為として補正を上げております。所管のものについて, 次項の事業の見出しのみご紹介させていただきます。

まず表の7番目, 庁舎管理に係る業務委託契約, これ所管であります。

続きまして, 下から4つ目ですね。コミュニティセンター管理に係る業務委託契約, 旧長戸小学校施設管理に係る業務委託契約, 龍ヶ岡市民交流センター改修工事, これについては市民生活部の所管となります。

続きまして, 6ページをごらんいただきたいと思います。

#### 菅原都市環境部長

続きまして, 6ページ上から4段目, 佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託でございます。

これにつきましては, シルバー人材センターのほうに委託してございます。

その下でございます。斎場管理運営業務委託契約でございます。

その下でございます。斎場設備管理に係る業務委託契約も所管となります。

1つ飛びまして, 塵芥処理に係る業務委託契約と, その下でございます。資源物回収に係る業務委託契約, これも所管となります。

#### 加藤市民生活部長

続きまして, 牛久沼白鳥飼育管理業務委託契約, 続きまして, 観光物産センター管理運営業務委託契約, これは市民生活部の所管となります。

#### 菅原都市環境部長

その下でございます。

法定外公共物管理システム保守業務委託契約でございます。これは, 施設整備課と下水道課のほうに入っていますPC3台分の保守の業務委託契約でございます。

その下でございます。佐貫駅前広場及び駐車場管理に係る業務委託契約と, その下でございます。配水ポンプ場維持管理に係る業務委託契約, その下でございます。都市公園管理運営に係る業務委託契約, その下でございます。市営住宅管理に係る業務委託契約も, これにつきましては所管となります。

それと, 一番下の下から3段目でございます。

市道第1-55号線道路改良工事, これはゼロ市債でございます。

その下でございます。

市道第6-98号線道路改良工事と塗高区農道舗装工事につきましても所管となります。

7ページをお開きください。

#### 加藤市民生活部長

続きまして, 7ページ, 第4表, 地方債の補正です。中段下ほど, 変更部分です。

まず, 農業公園湯ったり館施設整備事業, 補正前の限度額4520万円を補正後6900万円に変更いたそうとするものです。これにつきましては, 先ほどお話ししました工事の一括工事とするた

め、工事費全体が変更となりましたことから、その限度額を増額計上しております。

菅原都市環境部長

その下でございます。地方道路等整備事業費でございます。

これにつきましては、国庫補助確定によります減額補正をするものでございます。200万円の減額補正でございます。

11ページをお開きください。

歳入でございます。中段でございます。土木費国庫補助金でございます。道路橋梁費補助金でございます。社会資本整備総合交付金でございます。舗装繕分であります。これにつきましては、補助枠の確定による補正でございます。

加藤市民生活部長

続きまして、同じページの一番下ほど、15の県支出金、2の県補助金です。農林水産業費、県補助金、11ページの右側の一番下になります。農業費補助金、0008機構集積協力金交付事業費9252万1000円、これにつきましては今年度の農地集積については昨年度からの継続地区と今年度の要望地区を合わせて15地区となります。そのため、合計の9782万1000円から当初予算といたしまして530万円を計上しておりましたので、その分を差し引きました9252万1000円を今回補正予算として計上しております。補助率につきましては、10分の10です。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

一番下ほどの表になります。21の市債です。右側の13ページ、2番目の1、農業債2380万円、これにつきましては、先ほどは第4表の地方債補正で説明いたしましたとおり、限度額の変更に伴う差額分2380万円の金額を市債として増額計上したものです。

菅原都市環境部長

その下段でございます。道路橋梁債であります。0001番、地方道路等整備事業債であります。

これにつきましては、先ほど地方債の補正でも説明申し上げましたが、国庫補助確定による減額補正でございます。200万円補正してございます。

続きまして、歳出でございます。

15ページをお開きください。

加藤市民生活部長

下ほどになります。出張所費です。事業のコードナンバー01003550（仮称）市民サテライトステーション整備事業1032万5000円です。13委託料、（仮称）市民サテライトステーション改修工事自主設計61万6000円、これにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり今年度の事業として実施いたします。15の工事請負費、（仮称）市民サテライトステーション改修工事、これにつきましては970万9000円、これにつきましてはサブラ内の、場所としましてはフードコートの一角をお借りして、その場所の、簡単にいいますとテナントのサテライトステーションとして使用するための内装工事費の費用となります。工事期間については4月から6月まで約3カ月間を工期として見込んでおります。

続きましてその下ほど、01004300職員給与費、交通安全、これ所管となります。

一番下ほど、01006090旧長戸小学校施設管理費30万円、11需用費、これにつきましては光熱水費、電気料の増額計上です。

17ページをごらんください。

中ほどの表の総務費、戸籍住民基本台帳費、右側になります、17ページ、コード番号01006700職員給与費、戸籍住民、これについては所管です。

その下ほどですね。01006900住民記録等証明事務費、11の需用費につきましては、住民基本台帳カード購入費1000枚分を当初予算として、恐らく住民基本台帳カードが、恐らく発行、購入する方がいて、つくらないといけないだろうということで予算、見込んでおりましたけれども、結果的には必要なくなったものですから、当初予算分105万8000円分を全額減額計上しております。12の需用費については、1つが、通知カードが戻ってきていない旨の通知4,900世帯分と、再送部分の980世帯分、合計で79万6,000円、もう一つは、個人番号カードの郵送料1000通分62万2000円、これを両方足しました、79万6000円と62万2000円を足しました141万8000円を今回増額計上したものです。

次、19ページをごらんください。

2番目の表になります総務費の統計調査費、19ページの右側、コード番号01008300、職員給

与費、統計調査、これも所管となります。  
続きまして、23 ページをごらんください。

#### 菅原都市環境部長

一番下の表でございます。

衛生費の中の 01015500 職員給与費でございます。保健衛生となっております。これは所管となります。

今度は一番下でございます。01017000 番、職員給与費、公害対策、これも所管となります。  
25 ページをお開きください。

上から 2 段目の表でございます。衛生費であります。01017500 職員給与費、衛生費でございます。これにつきましても所管でございます。

#### 加藤市民生活部長

6 の農林水産業費、1 の農業費、事業のコード番号としましては、まず 0108300 職員給与費、農業委員会、これは所管です。

続きまして、その下ほど 01018600 職員給与費、農業総務、これも所管です。

続きまして、01018800 農業経営基盤強化促進対策事業、19 負担金、補助及び交付金、補助金、機構集積協力基金、これは先ほど歳入でも若干触れましたけれども、地域集積協力基金が 15 地区で 8732 万 1000 円、経営転換協力基金が約 20 件で 970 万、耕作者集積協力基金が 80 万円です。この合計額 9782 万 1000 円から当初予算の 530 万円を差し引いた 9252 万 1000 円を今回補正予算として計上したものでございます。

続きまして、その下ほど 01018950 龍ヶ崎ブランド育成事業、11 需用費 10 万円です。

これにつきましては、龍ヶ崎トマトの PR 用ののぼり旗 30 本の作成費となります。

続きまして、01019200 農業公園湯ったり館管理運営費、15 の工事請負費です。4 つほど工事請負の内容が載っておりますが、空調設備更新工事、供用部・厨房系統都市ガス設備工事、浴室温水ボイラー用バーナー等改修工事、これは湯ったり館の都市ガス化に伴う一括工事の内容となりまして、この工事請負費の今、お話しした 3 つが当初予算、先ほども歳入の繰り返しになるんですけれども、平成 27 と 28 年度の 2 カ年度工事を予定しておりましたけれども、今年度の自主設計による工事総額の確定、それから休館日などに配慮いたしまして、一括工事としてある程度時期を集中させていこうと、そんなことも勘案しながら都市ガスに係る全体工事費が 9323 万 7000 円、ここから当初予算の 6200 万円を差し引いた 3123 万 7000 円を今回補正予算として計上したものです。ただいまお話しした金額がこの 3 つの合計額です。

その下の屋外トイレ改修工事、これにつきましては、屋外トイレのたび重なる配管の根詰まり解消のため、配管の交換工事と合わせて和式便器 5 基を洋式へと交換するものです。

その下です。01019700 職員給与費、農地、これも所管です。

その下の表になります。商工費のコードナンバー 01020400 職員給与費、商工総務、所管です。01020800 職員給与費観光物産、これも所管となります。

27 ページをごらんください。

#### 菅原都市環境部長

続きまして土木費でございます。

その中の上から 2 つ目の表でございます。職員給与費は土木総務費、これにつきましても所管でございます。

その下でございます。職員給与費、建築指導と地籍調査でございます。これにつきましても所管でございます。

その下の表でございます。1022100 職員給与費、道路橋梁総務でございます。これにつきましても所管でございます。

その下でございます。道路管理事務費の 13 番の委託料でございます。道路台帳補正でございます。

これにつきましては、塗戸の圃場整備及び県道の移管分の道路台帳を整備してございまして、その増えた分でございます。

その下でございます。道路整備促進費、19 番負担金でございます。これにつきましては、関東国道協会、負担金の確定によるものでございます。

その下でございます。職員給与費、道路新設改良、これも所管となります。

その 1 段下でございます。道路改良事業であります。13 番の委託料、境界確定業務でござい

ます。これにつきましては平成28年、4-14号線の羽原道路改良工事に係る事業確定によるものでございます。

その下でございます。市道第3-113号線整備事業です。13番の委託料でございます。登記事務につきましては線形の変更に伴う事業料の増で、増額しております。補償調査でございますがこれにつきましては、事業費確定による減額の補正をしてございます。

その下でございます。市道第2-7号線整備事業でございます。場所につきましては、入地駅地先でございます。13番の委託料、これで土地評価をしてございます。これにつきましても事業確定に伴う事業料の増ということで、増額の補正しております。

29ページをお開きください。

同じく土木費の一番上の表でございます。職員給与費、河川でございます。これも所管となります。

その下の表になります。職員給与費、都市計画総務費でございます。

その下の職員給与、街路分でございます。これについても所管となります。

その下でございます。01024000公共下水道特別会計繰出金でございます。これにつきましては、消費税の不足及び緊急修繕による事業費の支出に伴い補正するものでございます。

その下でございます。職員給与費、公園管理分でございます。これにつきましても所管となります。

その下でございます。都市公園管理費であります。11番需用費でございます。これにつきましては電気代、上下水道料金の補正となります。

その下の表でございます。職員給与費、住宅分でございます。これにつきましても所管となります。

歳出につきましては以上でございます。

#### 坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

#### 深沢委員

15ページが一番下の旧長戸小学校、コミセンになりましたよね。今、どのような事業をされているかちょっと教えていただきたいと思うんです。

#### 斉田市民協働課長

旧長戸小学校の現在の利用状況でございますが、現在、長戸小学校につきましては、不特定多数の方の利用が法的な制限によりできない状況なものですから、現在はテレビのロケ等、また、あとは学校の先生の研修であったり、そういった活用で使われておまして、ちなみにロケのほうでございますと、これまでテレビとかCMとかのやつで5件ほどございます。ご存じかもしれませんが、ど根性ガエルとか、あとサムライせんせいとか、かなたの家族とか、そういったやつですね。最近ではコマーシャルのほうでのACジャパンとか代々木ゼミナールとかそういった形でのいわゆるロケのほうの利用が多い状況でございます。

そのほか、体育館のほうにつきましてはおおむね3団体程度がよく使っているんですが、そういった形でママさんバレーですとか、ミニバスケットとか、そういった形での利用をいただいているところでございます。以上です。

#### 深沢委員

ありがとうございます。

旧長戸小学校は、コミセンという形になったんですけれども、これはちょっと、全然違う考えなんですけれども、この前テレビでこういう旧の小学校、あいた小学校が道の駅に変わったっていう話もやっていたので、そういうのもあるのかなというようなことをちょっと、関係ないかもしれませんが、そういうことがありました。

次ってよろしいでしょうか。

次なんですけれども、17ページの6900住民記録等証明事務のところなんですけれども、マイナンバーカードが届かないという、そういう話がよく聞くんですけれども、もう全部、一応届けというのは終わったんでしょうか。

#### 谷川市民窓口課長

12月3日に全ての世帯のほうには訪問は終了したということで、郵便局さんからは報告いた

だいています。

深沢委員

二、三日前にお尋ねしたおうちの方が、年寄りには送ってよこさないのかいなんて言っていたものですから、いや、年寄りも誰も全員に来るんですよなんて、そんな話したんですけども、ということは、1回お尋ねしたけれどもいなかったとか、行き会えなかったとかと、そういう状況なんでしょうか。

谷川市民窓口課長

そういったお電話も何件かいただいておりまして、その多くは、世帯ごとに送っていますので、ご家族の方が受け取っていてご本人様知らなかったケースがあるのと、あと不在票が入っていたんだけど捨てちゃったとかというケースがあったりするんですが、この前の議会のほうでもちょっと答弁させていただきました、そういった戻ってきてしまった方については、改めて普通郵便でこちらのほうでご案内のほうは差し上げていまして、そちらをお持ちになって取りにきていただいている方もいらっしゃいます。

深沢委員

もしそういうことに気がつかない場合は、市役所のほうに問い合わせるということでしょうか。

谷川市民窓口課長

そういったことでお願いできればと思います。

深沢委員

もう一つ違うところですか。

25ページの9200農業公園湯ったり館の運営費の工事の件なんですけど、工事はよくお聞きしてわかりました。これ、いろいろな更新工事、空調とか、ガスとか、ボイラーとかというそういうお話ですので、内容的に、中の内容的なものは何一つ変わらないということでしょうか。

植竹農業政策課長

内容につきましては、今まで電気でエアコンを動かしていたものを、ガスヒートポンプ方式にするとか、あと、A重油でボイラーを動かしていたものを今度はガスで動かすといったことで、内容につきましては今までのものをそういったもので動かすように工事をするものでございます。以上です。

深沢委員

施設の中は何も変わらないということですよ。

植竹農業政策課長

施設としての中の改造は特にありません。以上です。

深沢委員

現在の利用状況なんかはどんなふうになっているのでしょうか。

植竹農業政策課長

利用状況につきましては、平成25年度が20万2,987人と、それで26年度の入館者が20万128人と。年間の利用者なんですけど、若干、25から26にかけて2,859人ですが、減ってきたといったようなことになっております。以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

お客様の反応なんかで、苦情が来たとかそういうことはありましたでしょうか。

植竹農業政策課長

私のほうに苦情として上がってきているものはありません。以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

湯ったり館の龍ヶ崎市の1つの宝物ですよね。ですので、またこれから増えていくような、そういう対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

福島委員

(仮称) 市民サテライトステーションについて幾つかお伺ひしたいと思ひます。

先日の質疑でもありましたが、部長からの説明もありましたので、かぶるところが多少あるかとは思ひますが、少し整理してお伺ひしたいと思ひます。

まず、このサプラの中に設置するということですが、ここに設置する、つくろうということになった、まず経緯、経過というものをちょっと簡単にご説明いただければと思ひます。

谷川市民窓口課長

これまででも試行という形でしたけれども、本庁のほうで第2、第4木曜日とあと第3日曜日のほうに開庁してしまひて、そちらのほう、結構利用されるお客様が多くて、それ以外のときも開けてはくれませんかというご要望がたくさんありました。そういったことがありましたので、どこかいいところということで探してはいたんですけども、そのときに、サプラですと基本的には1年中あいていて、夜間まで使えるということで、なおかつこちらのほうで、私どものほうで施設を維持管理する必要もないということがありましたものですから、そちらのほう打診した結果、快く引き受けていただいたということです。

福島委員

ありがとうございます。

利便性が高まるということでもいいことだと思うんですけども、この業務内容、今庁舎内でやっている住民票ですとか、そういった窓口業務があると思うんですけども、特にこの商業施設の中の立地ということですから、今までこの庁舎内でやっている業務以外のものというのは何かお考えなんでしょうか。

谷川市民窓口課長

これまで出張所で行っていなかった業務としまして、1つにパスポートの交付を考えています。あとは、今度始まります個人番号カードの交付、こちらのほうも行いたいと思ひます。また、もう1つは就学される方が転入された場合に、そちらのほうも、転入学通知書、そちらのほうの発行も行いたいというふうに考えています。

福島委員

商業施設ですから、買い物目的で来る方もいると思うんで、所管が変わってくるかとは思ひますが、谷川課長のところとは。特産物ですとか、市のPRに役立つような物品の販売なんかも場所的には適していると思うので、面積の都合とかいろいろあるかと思ひますが、将来的にそういう、市のPRのできる場所としての活用というのをも考えていったらいいのかなと思ひますので、ぜひご検討のほうお願ひします。

それから、サプラさんお借りするということですから、契約の形態ですとか、あるいはどの程度の賃料はかかるのかというの、ちょっとお知らせ、わかる範囲でいただければと思ひますが、

加藤市民生活部長

賃料については、公共施設が出来ることでサプラさんにもメリットがありますし、市としてもあそこに出ることで市民サービスの向上が図れる、特に路線バスやコミュバスの停留所があることや、駐車場が大きく確保されているので、そういった意味では行政施設としては立地としてはいいことなんかも考えて、今回サテライトステーションを出すことになりましたので、基本的なテナントさんの平方メートル当たりの単価があると思ひます。一般的な、このぐらいみたいな話もちょうと聞いているんですけども、そこについては若干交渉の余地ありなのかなと思ひますので、新年度予算を上げるまでには少し価格の交渉もしてみたいと思ひます。以上です。

福島委員

ありがとうございます。

一般的なテナントさんよりは少し安い、低い条件で交渉しようということによろしいんでしょうかね。はい、ありがとうございます。以上です。

#### 岡部委員

25ページの01019200 農業公園湯ったり館管理運営費、先ほど深沢委員からもありましたが、都市ガス導入に関して係る工事が大きいということなんですけれども、これ、そもそも都市ガス導入する理由というか、目的、今までの設備は駄目になったから変えるのか、何かそれとも都市ガスにするメリットが何かあるのか、ちょっとその辺の理由をお聞かせください。

#### 植竹農業政策課長

まず、くりーんプラザ・龍において都市ガスを導入する計画があり、板橋地区はガス供給可能エリアではないために、本管工事負担金を支払わなければならないと、そういったことになりました。そういった中で、湯ったり館で都市ガスを導入するのであれば、板橋地区が東京ガスのガス供給可能エリアとなり、本管工事負担金約8000万円なんですが、その負担金を東京ガスの負担となって、市の負担は大幅に減少するといったことがまず最初のこのガスの引き込んだ経過です。

そして、今回こういった工事によって、現在ボイラーであればA重油、そちらからガスとなる、そうしますと約10%ほど燃料費が削減されると。また、空調設備、そちらにつきましても電気だけの空調、エアコンである場合とガスヒートポンプ式というんですか、そちらになったことでの年間での節減ということで、大体240万、そういったことで、節減できるということで、工事のほうでも龍ヶ崎市としてはそういった負担がなくなる、また、これからのそういう設備のランニングコストにおいても軽減できるといったことで、今回このような補正を組んだものであります。以上です。

#### 岡部委員

ありがとうございます。よく、理由がわかりました。どうもありがとうございます。

#### 大竹委員

湯ったり館の関連でご質問します。

今、岡部委員のほうから熱エネルギーの交換によって、その効果、それから推定値240万円も空調関係でダウンするという喜ばしいお話を聞かせていただきました。今現在のその建物と設備の評価額ですかね、減価償却後の、どのぐらいあるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### 植竹農業政策課長

平成26年度末時点の評価額、残存価額につきましては9億5000万円でございます。以上です。

#### 大竹委員

ありがとうございます。

先ほど、エネルギーのことも代替によって240万円ですね、それから重油に関しては10%もガスによって下がるというお話聞きまして、そのほか深沢委員のほうのご質問の中で、2859人利用者が減っているというお話も聞かせていただきました。サービス面で少し、湯ったり館自体が他のスーパー銭湯とか、かなりおくれをとっているのかなというような感じもします。ただ公益でやっているもので、そう民間レベルのサービスはいかないとは思いますが、せめてサウナ室あたりにテレビはもう今必然的ではないかと思ひまして、そういう形でちょっと館内のサービス面について、ちょっとこれから検討願いたいという私からの要望でございます。

よろしく申し上げます。

#### 坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

#### 坂本委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することに

異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

別冊の61ページになります。

議案第11号でございます。平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ947万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4011万9000円といたそうとするものでございます。

64ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

上段からです。公共下水道ポンプ場等維持管理費に係る業務委託契約、これにつきましては、佐貫排水ポンプ場、地蔵後中継ポンプ場及び調節池ポンプ場維持管理業務に係る契約でございます。

その下でございます。

下水道受益者負担金システム保守業務委託契約であります。

これにつきましては、受益者負担金システム保守業務委託契約でございます。これは、内容につきましては、ソフトウェアシステムサポート、ハードウェアの保守でございます。

続きまして、その下でございます。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的でございます。公共下水道でございます。補正額につきましては630万円の減額でございます。

これにつきましては、社会資本整備総合交付金の交付額の減額決定に伴いまして、交付金起債対象事業について補正するものでございます。

67ページをお開きください。

歳入でございます。上段でございます。

0001番、下水道受益者負担金現年度賦課分でございます。

これにつきましては、区域外流入負担金による増額でございます。内容につきましては、アイエフの近接の竜仁会佐貫牛尾特別養護老人ホーム、佐貫駅西口公園公団事務所跡地などが含まれます。

その下の表でございます。

下水道使用料現年度賦課分、これにつきましては、有収水量の増加に伴います使用料の増収でございます。10月末で1.4%の増水というようなことでございます。

その下の表でございます。社会資本整備総合交付金でございます。

これにつきましては、社会資本総合交付金の交付額の減額に伴います補正でございます。

その下でございます。公共下水道事業費等繰入金であります。

これにつきましては、消費税の不足分の納付及び緊急補修による事業費の支出に伴う補正でございます。

その下でございます。公共下水道事業債であります。

これにつきましては、先ほども説明したところでありますが、社会資本整備総合交付金の交付額に伴います交付起債、交付事業につきまして補正するものでございます。

続きまして、歳出になります。

69ページをお開きください。歳出の一番上の表でございます。

下水道事業費であります。27番の公課費であります。

これにつきましては、消費税確定に伴います補正でございます。

その下でございます。公共下水道管理費であります。11番の需用費でございます。

これにつきましては、環境調査による修繕及び流量計水位センサーの交換、マンホール高調整が含まれます。

その次の行でございます。下水道整備事業であります。22番、補償補填及び賠償金の補償金

でございます。

これにつきましては、工事箇所の変更によりましてガスパ等の移設がなくなったため、補償金を減額するものでございます。

次でございます。公共下水道改築等事業でございます。13番の委託料でございます。

西坪幹線管路改築工事実施設計、これにつきまして、これを中止いたし、これについても交付金の中止したことによる交付金の減額に伴い減額補正としたところでございます。

15番、工事請負費であります。

これにつきましても、西坪幹線管路改築工事と、西坪幹線人孔鉄ぶた交換工事、これも中止したことによる工事費の減額でございます。

その下の表でございます。

下水道事業費、事業債、元金償還費と下水道事業債利子償還費であります。

これにつきましては、平成16年の流域起債借り換えの利率が1.4%から0.4%に下がったため、元利均等費返済によりその分元金返済額が増額となり、補正したものでございます。その下につきましても、借り換えの利率が1.4%から0.4%に下がったため、利子を減額補正するものでございます。

平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

今お話を聞いた歳出のところの03000950公共下水道の工事が中止になったと、どうして中止になったのか、その辺のところをお聞かせください。

鈴木下水道課長

お答えいたします。

今、部長のほうからちょっと中止ということでお話があったんですけども、中止ではなく減額ということで、減額でございます。中止じゃないです。交付額がちょっと減ったものですか、その中でそれに合わせて工事費を、工事の場所を少し縮めたりとか、マンホールふた交換の数を減らしたりとか、そういうことで調整したものでありまして、ただ、実績につきましては補助が減ったものですから、その分これについては翌年に回すということで計画しておるところでございます。以上です。

椎塚委員

ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども、公共下水道ポンプ場の維持管理費の債務負担行為なんですけれども、これは単純に来年度分、年度当初に発生するという意味で、今回補正を上げているという意味でよろしいんですか。

鈴木下水道課長

来年度の事業のために債務負担行為を行うものでございます。

椎塚委員

わかりました。

そうすると、これは今年からなんですか。あらかじめ、もしわかっているのであれば、当初から入れておいてもいいのかなというふうに、私感じるんですけども、その辺はいかがなんでしょうかね。

鈴木下水道課長

一応これは毎年度、事業当初、4月1日から事業スタートするために前年度に債務負担行為をとりまして、契約して4月1日から継続して維持管理ができるようにするものですから、これ毎年度12月補正で行ってやっております。

椎塚委員

わかりました。

すみません、もう一点なんですけれども、一般会計からの繰入金金の190万7000円なんです

が、これ消費税の不足分ということでご説明をいただいているんですけども、これは何ででしょうね、逆に事業規模とすると消費税分が、歳出のほうで見ると歳出のほうが増えているのが、消費税の部分が大きいんですけども、単純にこれは資金繰りが足らなくなったということなんでしょうか。事業とすると、事業自体は歳出のほうの事業費という中では減っているわけですよ。そういう意味で消費税がこう払えないという部分がちょっと何かもう少しわかりやすく説明いただければありがたいんですけども。

鈴木下水道課長

繰り入れにつきましては、消費税とかそれ以外のいろいろな事業含めて、その部分で足りなくなった部分について繰り越しているもので、消費税だけについて言っているものではございません。ただ、あとそれから、今回の消費税の確定につきましては、あくまでも26年度の消費税の確定分ということでの不足分と、あとその原因としましては、使用料、昨年からちょっと収入が多く入ってきておりますので、その分消費税を払うしかないという部分がございます。

あとそれと、もう一点なんですけれども、税務署との調整の中で、消費税の考え方の中で、ちょっと一部これまで消費税に対する考え方の中で、資本費平準化債と下水道事業債、これについては、当初の消費税の中からその分は控除しなくちゃならないという形ではなく考えていたんですけども、それについては特定収入という形で見るときではないかという見解が、今回担当者も変わったんですけども、そういうようなことで、その辺の部分で、税の部分がちょっと増えているという部分もございます。以上でございます。

椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。

大竹委員

公共下水道は快適な都市生活を営むのには大切なものでありまして、また、その都市公共下水道があるとなしではその土地の評価額も変わるという環境であります。そういう中で、公共下水道の受益者負担額と、それから合同でやる浄化槽設置の負担額が同一の価格になっていくためには、浄化槽の団体が何人ぐらい、何槽ぐらいになればそのような環境が保たれるのか、その辺についてお聞かせください。

よろしくお願いします。

鈴木下水道課長

なかなかちょっと難しい質問なんですけれども、私、ここで質問の中で、今現在の個人が合併浄化槽でどのくらい負担しているか、それから受益者負担金はどのくらい個人が出しているのかというようなところをちょっとご説明させていただければよろしいでしょうか。

まず、受益者負担金につきましては、東部地区旧市内が大体平方メートル220円、西部地区が260円、今ちょっと合併浄化槽と並行する場所といいますと、調整区域になりますので、調整区域で今、実施している長戸、八代、駒馬地区につきましては、まず基本額として7万円プラス平方メートル440円という金額になっておりまして、上限がちょっとどうしても調整区域、面積が広いものですから、上限を500平方メートルと、建築の面積の500平方メートルを上限にしておりますので、上限が29万円、個人負担が受益者負担金29万円と。

それで、今の浄化槽の何人槽になったらということなんですけれども、人槽のこの大きさというのは、あくまでも県のその建築確認の中での取り扱いの中で、5人槽の場合は140平米以下の場合が5人槽、それからそれを超えるものは7人槽ということで決められておりまして、10人槽につきましては2世帯住宅とか、お風呂とか、台所が2つずつあるとか、そういうような場合に10人槽というのは取り扱いになっております。

それで、最近の浄化槽の場合、ただどのくらいかかるかという費用についてなんですけれども、最近、ここ27年の実績をちょっと見てみますと、その辺もちょっと説明させてもらってよろしいでしょうか。大体5人槽で約95万5000円、それで、それに浄化槽の撤去なんかも入っちゃっていますので、そういったものを除きますと本工事で約84万4000円、それで、5人槽の場合には補助金が64万5000円出ますので、本体工としましては、自己負担で19万9000円、平均すると約20万、ただこれは個人のお宅によって大きさとか、有り様って全く違うので、全くというか、ですから場合によっては15万から、場合によっては面積の広い土地の方の場合には20万、30万、30万というのはまだ出てないんですけども、25、26万はかかっていると。

それから、7人槽の場合なんですけれども、7人槽の場合は大体総工事で117万、120万くら

い、それで撤去費除くと大体102万7000円、補助金が7人槽の場合は77万2000円出ますので、個人負担が25万5000円ということで、ですから、受益者負担金とのその金額の差みたいなものを見ますと、大体受益者負担金が土地の面積にもよりますけれども、15万から最大でも29万円、浄化槽にした場合の負担が今お話ししましたように19万9000円、約20万から25万ということで、大体その辺の個人の負担金は大体変わらないのかなと思っております。

ただ、公共下水道の場合には受益者負担金だけじゃなくて、公共汚水ますまでの接続費を、これ接続費というのがありますので、それが今年度の実績を見ますと、25万から約30万くらいかかっております。ですから、それが公共下水道の場合にはプラスになるということがございます。ただ、3年以内の接続ですと、こちらにつきましても10万円の補助金が出ますので、その辺、幾らか安くなるというような状況でございます。

すみません、そういうような形でのご回答でよろしいでしょうか。

坂本委員長

委員の皆様に申し上げます。

質疑は議案の内容に沿った質疑でお願いしたいと思います。なるべく委員会は自由討議ということになっていますが、質疑の枠を飛び越えてしまいますと、ちょっと内容が離れてしまいますので、よろしく願いいたします。

大竹委員

市民の皆さんから、特に田舎のほうからは、なぜ公共下水道が来ないんだろうという、そういうご質問がある中で、私たちも説明責任があるのでお聞かせ願いました。

ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

別のないようですので、採決いたします。議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号 平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

75ページをお開きください。

議案第12号でございます。平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

これにつきましては、債務負担行為の補正についてでございます。

77ページをお開きください。

第1表、債務負担行為の補正でございます。追加でございます。排水処理施設等維持管理業務、業務委託の契約でございます。

これにつきましては、板橋大塚浄化センターの維持管理業務委託、業務委託をいたそうとするものでございます。

平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案のほうの33ページをお開きください。

報告第2号でございます。専決処分の承認を求めることについてであります。

34、35ページをお開きください。

処分第10号、和解に関することでございます。

これにつきましては、平成27年9月1日午後零時50分頃、龍ヶ崎市羽原町1263番地先の市道第2-9号線におきまして、龍ヶ崎市長山5丁目在住の・・・氏が運転する小型乗用車が当該市道の左側の路肩部分を走行していたところ、路肩に生じた段差により左側前輪を落としまして、当該小型乗用車の左側前輪のタイヤが破損したものでございます。過失割合につきましては、市が30%、相手方が70%で、損害賠償額としまして3279円でございます。これにより和解をいたしたところでございます。説明につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

滝沢委員

よくこういう案件、結構出てくると思うんですけども、この段差というのはどの程度の段差で、これ一般の車もいっぱい走っている中で、なぜこの人だけがこういうふうな事例になったのかというのがすごく気になるんですけども、その辺についてお聞かせください。

宮本施設整備課長

今回のこの羽原町の事故についてですが、こちらの場所につきましては、流通経済大学交差点から右へ、羽原町のほうへ入っていく道路、その羽原町旧集落のちょっと手前に何軒か右側に家が建っているところがあると思うんですが、あちらの左側の段差が約10センチちょっとで、この方の車、前から来てよけたり何かしない、自然のまま落ちた形の段差のところではタイヤがパンクしたということで、この道路認定区域の中の路肩の欠如があったんじゃないかというようなことで申し出がありまして、調査した結果、確かにそこで舗装の角というんですか、ちょっと欠けている部分で、とがっちゃっているようなところでタイヤが破損したりという事例は、最近またかなり出てきている状況で、現在パトロール等により発見して補修作業のほうを急いで龍ヶ崎市全域をやっているところなんですけども、そういった状況の中の事故でございます。以上です。

滝沢委員

ありがとうございました。

なかなか市の全域をカバーしていくというのは、なかなかこうすごく無理なんだろうなというふうに私は思いますし、これ個人から上がってきた案件なのか、保険屋さんのほうから上がってきた案件なのか、その辺についてちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

宮本施設整備課長

これは個人から上がってきた案件でございます。

滝沢委員

そのときに、認定するのに当たってどういうふうにかこう認めるようになるのか、その辺について教えてください。

宮本施設整備課長

破損した場所へ職員の方が赴きまして、その方と立ち会った中で、この場所で落としたというような確認を行います。個人から上がってきたということで、今ご報告させていただいたんですが、実際のところタイヤ屋さんに皆さんパンクすると行くので、タイヤ屋さんがそういう仕組みがあるよということを教えてくれているんですよ。そういった中でこういう件数が増えているというのも事実でございます。

滝沢委員

非常にこういう案件結構あって、これなかなかこう全域をカバーしていくのって本当に難しいんだらうなというふうに思いますので、何かしらの対策というんですかね、この件がどうだということじゃなくて、中には悪い方もいらっしゃるでしょうから、そういうときにどう対処するかというの、やっぱり対策は練っておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

菅原都市環境部長

ちょっと、今のやつの補足なんですけど、道路につきましては市道で3000路線ありまして、それでキロ数につきましては870キロぐらい市道といわれるものがございます。それと、あと市道以外にも里道といまして、市道の番号がとれていない道が170キロぐらいあるのかな、そんな中で日々管理はしているんですが、なかなか全体的にこう目配せが、全ての路線にはなかなかないというのが現状でございます。それとあと保険にも入らせていただいていますので、そんな中で保険屋のほうと、果たしてこれ対応できるのというようなことで協議しながらやっているのが現状でございます。それによりますと、大体5センチ以上の段差というんですか、路肩も含めまして、があると仕方ないだろう、仕方ないというのはちょっとおかしいんですが、認めるような状況にはなっているようでございます。その中でいろいろと保険屋のほうとも調整しながら、今対応しているのが現状でございます。補足いたします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので、採決いたします。報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。